

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営理念に基づき長期的かつ安定的に発展することを目指しております。企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外株主の比率等を注視し、今後検討してまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役1名ではありますが、選任している社外取締役は弁護士として専門的知見を有し、多角的、中立的視点から、監督、提言を適切に行っており、独立社外取締役としての責務を十分果たしております。また、常勤を含む3名の監査役はすべて独立社外監査役であり、取締役の業務執行に対する監督を確実に行う体制を確保しております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化に向けた見直しにより、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価の概要開示】

当社では、取締役会の実効性を高めるために、必要に応じて社外取締役および社外監査役を中心にその運営と議論の状況について評価と意見が適宜提示され、都度改善に努めています。今後は、より客観性と実効性のある分析・評価方法ならびにその開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社が保有する株式は原則売買の対象とせず、円滑な取引関係の維持や継続的な関係強化等、政策的な目的により株式を保有することとしています。取引状況の変化によって同株式の買い増しや処分を行う場合は、関係部門で協議し取締役会に諮ることとしています。

同株式に係わる議決権の行使については、当社の保有方針に沿ったものかなど、総合的に勘案して行っております。

なお、当報告書提出日現在において、政策保有株式はございません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程および取締役会付議基準において、取締役または取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合（競業取引、自己取引または利益相反取引、以下、総称して「関連当事者取引」という）には、取締役会の承認を得ることとしております。また、監査役監査基準においては、競業取引および利益相反取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

経営理念、中期計画等を当社ホームページ、決算説明資料で開示しております。

経営理念・・・<http://www.prins.co.jp/company/philosophy.html>

中期計画・・・<http://www.prins.co.jp/ir/release/2018/ir20180726.pdf>

コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しております。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

<http://www.prins.co.jp/ir/governance.html>

取締役の報酬の決定は、客観性・透明性の確保、ガバナンス強化の観点から、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会決議で決定することとしております。

その報酬額決定の基準は、全社業績および評価基準に基づく個々の取締役の評価を行ない、それを報酬基準に当てはめて報酬案を策定し指名・報酬委員会で審議いただくこととしております。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役は固定報酬としております。

取締役候補については、指名・報酬委員会での審議・選定についての答申に基づき取締役会決議で決定しております。

指名・報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、当社と利害関係を有しない社外有識者を委員として構成しており、より公平・公正な

手続きにより取締役候補者を選定しております。

選定にあたっては、業績・事業の進捗状況と実績、能力評価等を基にして、委員会案として決定しております。

社外取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を招集通知にて開示しております。

業務執行取締役候補者の選任についても、指名・報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会決議で決定した選任理由を今期から招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、権限規程をもとに、取締役会・社長・担当取締役・執行役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしております。

取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・権限規程で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき意思決定を行っております。

また、経営会議は業務執行取締役、執行役員、常勤監査役で構成され、権限規程に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を協議しております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役1名ではありますが、選任している社外取締役は弁護士として専門的知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており独立社外取締役としての責務を十分果たしております。また、常勤を含む3名の監査役はすべて独立社外監査役であり、取締役の業務執行に対する監督を確実にする体制を確保しております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化に向けた見直しにより必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反を生じるおそれ無く、当社経営陣から独立性を有すると判断しております。

イ当社及び当社の子会社、関連会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者

ロ当社の現在の主要株主(注2)又はその業務執行者

ハ当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

ニ当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者

ホ当社又はその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者

ヘ当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)

ト当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)

チ当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

リ上記ロからチのいずれかに過去3年間に於いて該当していた者

ヌ上記イからチまでのいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

ルその他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事業を有している者

注1:「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

注2:「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

注3:「主要な取引先」については、利益相反が生ずるおそれの度合いを実質的に判断できるよう、当社グループ及び相手先の双方における当該取引の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。

注4:「多額の金銭その他の財産」については、当社グループ及び相手先の双方における当該金銭等の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。

注5:「多額の寄付」については、当社グループ及び支払先の双方における当該寄付の重要性を適切な指標を用いて検証し、その結果の概要を開示する。

注6:「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性と取締役選任に関する方針・手続きの開示】

当社は現在取締役を12名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。

取締役候補者については、指名・報酬委員会が審議・選定し取締役会に答申、取締役会決議で決定しております。

役員の選任方針については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する方を決定案として取締役会に答申しております。

様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていこうと考えております。

【補充原則4 - 11 役員の兼任状況】

当社の社外取締役(1名)は他の上場会社1社、非上場会社1社の役員(社外取締役、社外監査役)を兼務しております。当社の社外監査役3名のうち2名は、上場企業1社の社外監査役を兼務しております。いずれも兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができると考えております。

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等において、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】

当社では、取締役会の実効性を高めるために、必要に応じ社外取締役および社外監査役を中心にその運営と議論の状況について評価と意見が適宜提示され、都度改善に努めています。今後は、より客観性と実効性のある分析・評価方法ならびにその開示について検討してまいります。

【補充原則4 - 14 役員に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、監査役向けに、コンプライアンス等の研修を行っております。また、取締役及び監査役が必要な知識習得と役割と責任の理解

の機会として、適宜、研修等に参加できるようにしております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主様からの対話(面談)の申込みに対しては、主に以下の(1)から(5)の手段により、前向きな対応を行ってまいります。

- (1) 株主総会における質疑応答
- (2) 年2回(1・7月)の機関投資家向け決算説明会
- (3) 機関投資家とのショートミーティング・個別面談
- (4) IR専用電話窓口の設置
HP: <https://form.prins.co.jp/contact/ir/> (フォームでの問合せ)
TEL: 03-5730-1442 経営企画室 (土日祝日、年末年始を除く)
- (5) 当社ウェブサイトにおける「IR情報」の充実
『揭示アドレス』 <http://www.prins.co.jp/ir/>

また、当社は、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様へ、当社の経営理念や長期的な経営ビジョンを共有いただけるよう、法令等により義務づけられている情報に加え、会社の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、『中期経営計画』やガバナンスに係る情報等の非財務情報についての開示の拡充を図るとともに、情報の開示にあたっては、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様へ開示した内容を十分理解いただけるよう、具体的かつわかり易い表現に配慮した記述に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リッチモンド	1,760,000	34.01
上田満弘	812,200	15.69
上田トモ子	300,000	5.78
上田雄太	300,000	5.78
上田修平	300,000	5.78
株式会社光通信	266,200	5.14
株式会社SBI証券	126,000	2.43
細羽強	110,400	2.13
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	53,200	1.03
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	37,600	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	上田満弘
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神谷宗之介	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷宗之介	○	独立役員であります。	(社外取締役候補者とした理由) 弁護士としての豊富な知識と経験、幅広い見識を有しており、取締役会等において、自らの知見に基づき、適宜、意見・提言を行っております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督等に生かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 (独立性に関する事項) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏と当社との間に特別の利害関係は無いことから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	1	1	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として、独立社外取締役、社外有識者、代表取締役社長、取締役副社長により構成され、取締役の選任及び解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。
なお、独立社外取締役が当委員会の委員長を務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

代表取締役の下に日常業務の適正性及び効率性を監査する内部監査室(1名)を設置しております。
内部監査は、各年度に策定する内部監査年度計画に従い、各部門部署およびグループ会社の業務監査、代表取締役への監査結果報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役直轄で行っており、監査役会及び会計監査人との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川輝夫	他の会社の出身者													
肥沼晃	税理士													
有川弘	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川輝夫	○	独立役員であります。	金融機関、コンサルティング及び研修・人材育成事業の企業において、長年にわたる経験と幅広い知識及び見識を有し取締役会に出席する他、常勤監査役として必要に応じた社内重要会議に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
肥沼晃	○	独立役員であります。	税理士としての専門的な知識と経験を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
有川弘	○	独立役員であります。	長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績条件付有償ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
---------------------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

- 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
- 決議年月日 平成30年3月5日
 - 付与対象者の区分及び人数(名) 当社取締役6 当社従業員15 当社子会社取締役3 当社子会社従業員1
 - 新株予約権の数(個) 5,160 (注)1
 - 新株予約権の目的となる株式の種類
内容及び数(株) 普通株式516,000 (注)1
 - 新株予約権の行使時の払込金額(円) 924 (注)2
 - 新株予約権の行使期間 平成32年9月1日から平成40年3月29日まで
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合
の株式の発行価格及び資本繰入額(円) 発行価格926 資本繰入額463 (注)3
 - 新株予約権の行使の条件 (注)4
 - 新株予約権の譲渡に関する事項 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 (注)5

当事業年度の末日(平成30年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(平成30年7月31日)においてこれらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権数の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新株発行株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たり時価) / 既発行株式数 + 新株発行株式数

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金など増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、条件を充たした号に掲げる割合の範囲内で、当該各号の条件をそれぞれ最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 平成32年5月期乃至平成34年5月期のいずれかの期の営業利益が500百万円を超過した場合：20%

(b) 平成32年5月期乃至平成35年5月期のいずれかの期の営業利益が700百万円を超過した場合：50%

(c) 平成32年5月期乃至平成36年5月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を超過した場合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記(a)乃至(c)の各条件の達成により行使可能となった本新株予約権権利の全部又は一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の25%まで

(b) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の1年経過後から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の50%まで

(c) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の2年経過後から行使期間終期まで：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定は、客観性・透明性の確保、ガバナンス強化の観点から、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議・答申を経て、取締役会決議で決定することとしております。

その報酬額決定の基準は、全社業績および評価基準に基づく個々の取締役の評価を行ない、それを報酬基準に当てはめて報酬案を策定し指名・報酬委員会で審議いただくこととしております。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役は固定報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外役員の選任により客観的な経営監視及び業務執行の立場から企業単独では持ち得ない専門的な知識や経験を共有する事が期待でき、企業の発展に寄与するものと考えております。

社外取締役・監査役の独立性については、上場規則及び社会通念を判断の基準としながら、コストや実効性等を総合的に考慮して、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう、適正な独立性を確保する事が重要であると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、透明性の高い経営、株主・投資家の皆様をはじめ当社を取り巻くあらゆるステークホルダーに対し誠実であり続けること、公正な経営を維持することを基本とし、経営環境の変化にいち早く対応できるように情報の共有化を可能とする経営組織を常に念頭においております。

取締役会は、本報告書提出日現在、取締役7名で構成され、経営に関する基本的な事項や重要な業務執行を行うと共に、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

経営監督機能の強化を図るため、取締役7名のうち1名は社外取締役を採用し、円滑な業務執行及び各取締役の業務執行の監視を行っております。

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、経営の重要な意思決定を行うと共に、各取締役の業務執行の監督を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在、監査役3名全員が社外監査役であります。

また、当社は内部監査室を設置している他、指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、ISO対策室を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役3名が全て社外監査役かつ独立役員であるため、独立社外取締役と連携することにより経営に対する監査・監督機能が十分に機能する体制であると考え、現時点では当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送により、日程調整をできやすくし、出席者を多く求めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討事項と考えております

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を開催し、代表取締役が概要説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページについては、今後更なる充実とあわせてディスクロジャーの推進もしてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署と設置し、1.開かれたIR、2.分かりやすいIR、3.タイムリーなIR、4.社内一体となったIRを目指してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程にて、ステークホルダーに対して公正かつ誠実に対応する旨、定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社、LCM・リユース事業自体が、シェアリングエコノミー、環境貢献に資するものであり、当社事業の推進を通して、循環型社会の構築に貢献していきたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの適格な理解を得ることを目的に、企業活動における重要な会社情報の適時・適切な開示に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において、以下のとおり決議しております。

イ 基本方針で定めた体制及び事項

a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守を基本精神とし、代表取締役が取締役に対し、継続的にその基本精神を伝えることにより、法令遵守があらゆる企業活動の前提となるよう周知徹底を図る。
- (2) 法令、定款及び社内規程の遵守を確保するためコンプライアンス委員会を設置し、その運営規程の制定を行い周知徹底を図る。
- (3) 取締役の職務執行の適応性並びに取締役会における意思決定の健全性及び透明性を高めるために社外取締役を置く。
- (4) 内部監査室は、各事業部門の業務の妥当性及び効率性を随時チェックするとともに、法令遵守状況についても監査を行う。
これらの監査結果は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び取締役会規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下、文書等）に記録されることとする。
- (2) 文書等は、少なくとも法令及び文書管理規程に定める期間保存し、また、重要な文書等については永久保存するものとし、取締役及び監査役がいつでも文書等を閲覧することができる状態を維持する。
- (3) その他の体制として、ISO対策室の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報の総合管理を行う。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合においては、「リスク管理規程」に基づき、速やかに、損害・損失等を抑制するための具体的施策を迅速に決定・実行する組織として、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めた全社的な対応を行う。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率化を確保する体制の基盤として、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催することとし、重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
- (2) 常勤取締役からなる経営会議を月1回以上開催することにより、取締役会付議事項を含む重要事項につき事前審議し、経営の意思決定の効率化を行う。
- (3) 効率的な業務執行を可能とするため、各担当役員の職務分掌及び権限を明確化するための規程の整備を行う。

e 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制の実践的運用を可能とする体制を構築する。
- (2) 全取締役は担当部門の使用人に対しコンプライアンスの教育・啓発を行う。
- (3) コンプライアンス委員会、監査役及び指定弁護士を内部通報窓口とするとともに、役職員に対し、社内において法令、定款又は社内規程への違反行為が現に行われ、又は行われようとしていることを発見した場合には、直ちに窓口へ通報するよう指導していく。
当社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4) 法令、定款又は社内規程に違反した者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め、厳正な処分を行う。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、必要に応じて監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事については、取締役と監査役とが、協議の上決定することとする。
- (2) 補助使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとし、業務執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- (3) 補助すべき使用人の人事異動、人事評価は監査役の承認を得ることとする。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役、業務担当役員は、取締役会等の監査役の出席する会議において、積極的に担当業務の執行状況を報告するものとする。
- (2) 取締役及び各事業部門の責任者は、以下に定める事項が発見された場合、直ちに監査役へ報告するものとする。
 - ・会社信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・会社業績に大きく悪影響があるもの、又はその恐れのあるもの
 - ・社内外へ重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・社内規程への重大な違反事項
 - ・その他上記に準ずる事項
- (3) 監査役は、社内の重要な会議に出席することができる。
これを確保するために、監査役から要求のあった場合には、当該会議の開催案内を当該監査役に通知するものとする。
- (4) 役職員は、通報窓口その他を通じて、法令、定款又は社内規程に違反する重要な事項を知った場合には、直ちに当該事項を監査役に報告するものとする。
- (5) 監査役は上記以外の事項についても、必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (6) 監査役は報告された上記事項につき、その適法性、合理性を検証し、取締役及び使用人に対し勧告を行う。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の過半数を社外監査役が占めることとし、対外的透明性を確保・維持する。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について随時意見を交換する。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保持し、その職務を行う。
- (4) 監査役の職務の執行について生じる費用については、会社が負担する。

i 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の準備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

Ⅱ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

ロ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

α コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、管理部門担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度は12回開催し、定時取締役会に報告を行っております。

当社の役員、執行役員及び従業員（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）のすべてが「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように周知しており、対象とする遵守事項、行動規範についての具体的な行動基準を定めております。

なお、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、若しくは行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報規程」に従い、内部通報窓口を社内と社外に設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めております。

また、内部監査につきましては、当社代表取締役承認された内部監査計画に基づいて、内部監査室が実施しております。

β 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

「取締役会規程」の定めに従い、毎月1回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、報告事項の審議等を行う他、その他重要事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は18回開催他、書面決議2回）。

γ 損失の危険の管理に対する取組み状況

当社の主要な損失の危険について、内部統制委員会を通じて各部署から報告を受けると共に、想定リスクの洗い出し及びリスク評価を実施しております。

なお、情報セキュリティについては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による総合管理をISO対策室が実施しております。

δ 監査役の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、定期的開催し、必要あるとき随時開催しております（当事業年度は14回開催）。

また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会他、社内重要会議等に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査も行っております。

取締役の職務執行については、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に従い、経営執行に対する監督強化に努めております。

ハ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制はリスク管理規程に基づき、全社的なリスクを総括的に管理する部門を内部統制委員会とし、内部監査室、コンプライアンス委員会及びISO対策室と連携し、リスク管理を行う体制を確立しております。

リスク評価（管理・対応）は内部統制委員会が行い、経営会議においてリスクの洗い出しと対応を協議しております。

事故発生時の対応は、現場責任者が事故発生後速やかに事故の内容を担当役員及び人事総務部長に報告することとなっております。

人事総務部長は関係部署と協議を行い、その後の処理を現場責任者に指示し、当該事故が特に重大な事故と判断されるものは、代表取締役に報告を行うこととなっております。

また、大地震、火災、水害その他当社に関わる重大な事件等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が必要である場合は、直ちに代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態臨時体制を確立しております。

ニ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を取締役神谷宗之介、監査役長谷川輝夫、監査役有川弘、監査役肥沼晃の4氏と締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額とする旨を定款に定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

